

フリーランス法と民事的救済

専修大学 法学部教授 芦野訓和

「芸能従事者の働き方と法②」

日本芸能従事者協会主催、専修大学法学研究所協賛
2024年10月5日（於：専修大学 黒門ホール）

民法と労働法・独禁法の関係

－なぜ民法なのか－

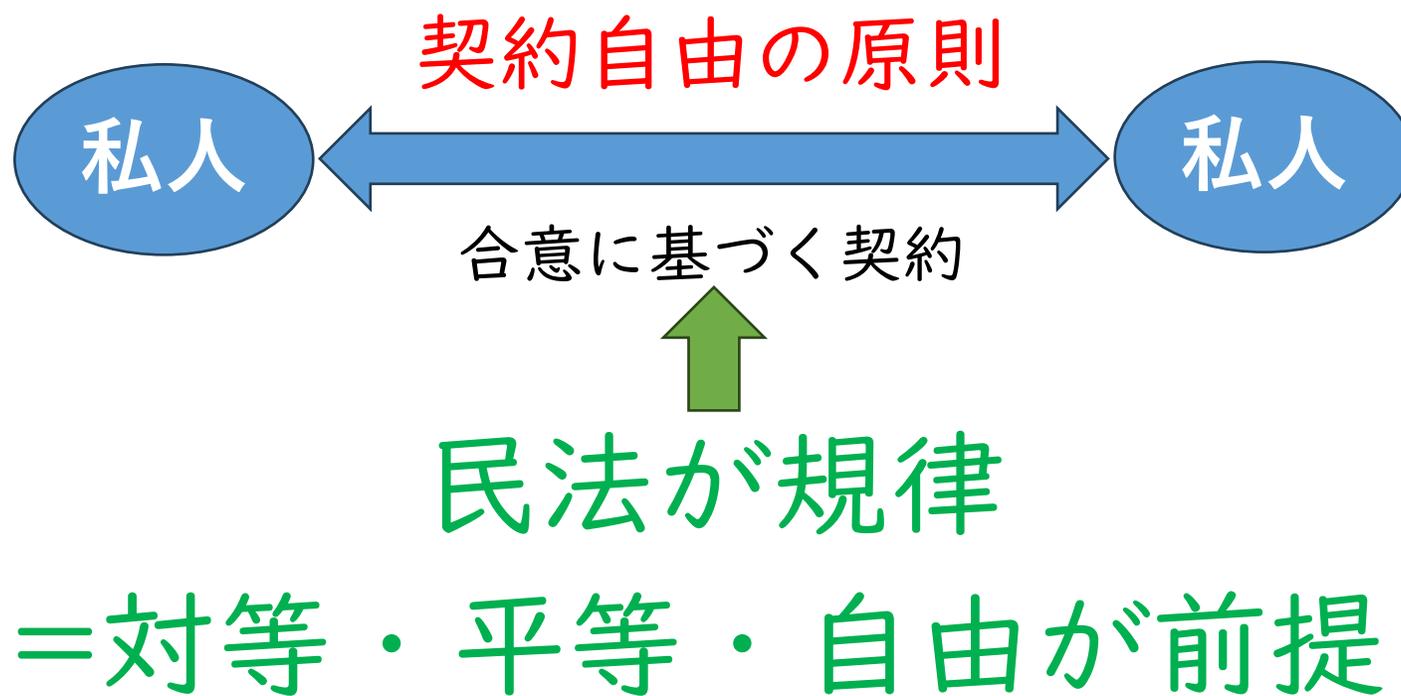
民法とはどのような法か

私人間の法律関係を規律する法律

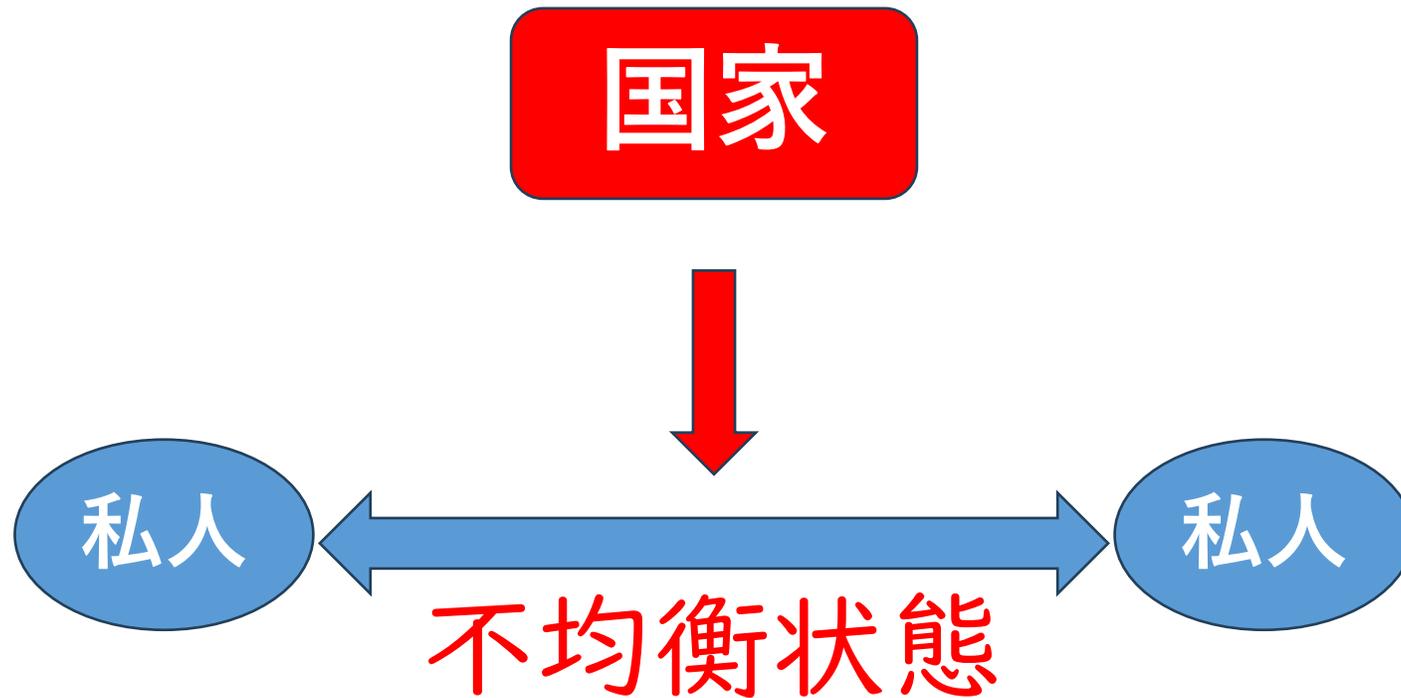


契約（合意）にもとづく債権債務関係、社会的接触により発生した損害の公平な負担（清算）については民法が規定

民法の機能する場面



競争法・労働法の機能する場面



特別法と民法との関係

商品や役務に関する法という観点からは、独禁法は特別法であり民法は一般法にあたる。



働き方に関する契約を規律する法という観点からは、労働法は特別法であり民法は一般法にあたる。



特別法に規定があればそれが優先し、それがない場合には民法により解決することがある。

民法の役割

社会が発展し、人びとの生活も変容し、技術発展を含め人びとの社会生活を取り巻く環境も変化している。



一定の特徴から「保護を必要とする取引」や「保護を必要とする人」に対しては、特別法による保護も必要。



柔軟に対応するには一般法である民法の役割も重要である。

芸能従事者の働き方において 法的問題が生じうる背景

芸能従事者の働き方では何が問題なのか

問題点

文化・芸術・芸能は、心豊かな社会を形成し、世界平和に寄与するものであり、未来に向けて着実に維持・継承しつつ、発展・成長させていくべきものである。



それを支える芸能従事者等については、例えば、公演主催者等の発注者が、事前に業務内容や報酬額、支払時期等を十分に明示しないため、芸能従事者等の立場の弱い受注者が、不利な条件（契約内容）のもとで業務に従事せざるを得ないという状況が生じている。

なぜそのような状況が生じるのか

問題点

芸能従事者の多くは企業等に所属せず、フリーランスとして、発注者との間で「業務委託契約」という形で契約を締結している。



働く者を保護する法規である労働法の適用は原則としてない。

フリーランス法での 救済可能性

フリーランスの契約をめぐるトラブル

- ①契約の成立をめぐる問題
→業務委託内容の明示義務（新法3条）
- ②契約の性質・内容をめぐる問題
→発注者の遵守すべき事項（新法5条）
- ③報酬支払をめぐる問題
→発注者の遵守すべき事項（新法5条）
- ④安全配慮をめぐる問題
→一定の環境整備義務（新法13条、14条）
- ⑤契約の終了をめぐる問題
→解約等の予告義務（新法16条）

フリーランス法による救済

フリーランス法は事業者が遵守すべき義務を規定している。



義務違反があった場合、フリーランスが担当省庁に申出、それに応じて担当省庁は、調査→指導・助言→勧告→命令・公表というながれで対応する。



それによってフリーランス自身が救済されることはない。

民法による救済 (法的問題の解決)

民法による救済

- ・ 芸能従事者に適切な権利が認められるか。
- ・ 相手方（発注者・芸能事務所等）が法律上の義務に違反した場合に、芸能従事者の損害賠償請求が認められるか。
→ 債務不履行、不法行為

芸能従事者の契約の終了をめぐる問題

- ・ 芸能従事者は自らの意思で契約を任意に終了できるか。
- ・ 仕事を依頼してきた者から一方的に解除・解約を申し入れられた場合はどうか。

契約の終了をめぐる問題

- ・ 芸能従事者は自らの意思で契約を任意に終了できるか。

契約の終了をめぐる問題

民法の規定は一定の要件のもとに、当事者からの任意の解除を認めている。

雇用の場合 628条、委任の場合 651条

東京地方裁判所平成28年1月18日判決

アイドルと芸能プロダクションとの間の専属マネージメント契約を、当事者間の従属的關係、力格差などから雇用類似の契約と評価し、民法628条にもとづき「やむを得ない事由」があれば解除ができるとした上で、報酬支払等の活動状況、契約書に定められた損害賠償条項などから、アイドルとしての活動を望まない者にとっては、その契約による拘束を受忍することを強いるべきものではないから、契約を直ちに解除すべき「**やむを得ない事由**」があったとして、アイドルからの解除を認めた。

東京高等裁判所平成29年1月25日判決

タレントと芸能プロダクションの間で専属契約を、雇用契約、請負契約又は準委任契約と類似する側面を有するものの、そのいずれとも異なる非典型契約の一種とし、プロダクションの実質的経営者が脱税事件で逮捕されたこと等の事実は、タレント自身のイメージにも大きく影響するものであることから、タレントが不安を感じ、契約解除をした事案について、そのタレントと芸能プロダクションの間の**信頼関係は破壊された**と認めるのが相当であり、タレントからの解除請求は有効と認めた。

契約の終了をめぐる問題

- ・仕事を依頼してきた者から一方的に解除・解約を申し入れられた場合はどうか。

契約の終了をめぐる問題

フリーランス法では30日前までに予告を特定委託事業者に義務づけている（16条1項）。



この義務は、民事的観点からは信義則上の付随義務と考えることができる。



付随義務違反を理由とする債務不履行に基づく損害賠償請求が認められ得る。

安全配慮をめぐる問題

芸能従事者が芸能活動に従事する際し、身体・生命等に不調をきたし損害が発生した場合、損害賠償請求ができるか。

労働法

・安全配慮義務は認められるか

労働契約法5条（労働者の安全への配慮）

「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」



違反した場合には、使用者は債務不履行を理由とする損害賠償責任を負う。

フリーランス法

・安全配慮義務は認められるか

フリーランス法の13条、14条には一定の配慮義務が規定されている。



出産、言動等の配慮



いわゆる安全配慮義務の根拠とはなり得ない。

民法

民法には直接の規定なし



判例においては、ある法律関係に基づいて特別な社会的接触の関係に入った当事者間において、当事者の一方又は双方が相手方に対して、その生命・健康等を危険から保護すべき信義則上の義務として安全配慮義務が一般的に認められている。

東京地方裁判所昭和60年10月12日判決

市民会館で開催された人気歌手の歌謡ショーに出演中のタレントがセリ台から転落して負傷した事故につき、「（被害者と出演契約を締結した）興行主は、舞台装置等の操作につき連絡調整ないし統括を行うことにより、関係者間の連絡不徹底による出演者のショーの進行上及び安全上の不測の事故を防止すべき義務を負うべきであり、特に他の出演者からセリ使用の申出があつた場合に、関係者の間でその使用方法を確定し安全確保の方法を講ずべきであるのにこれを怠ったことにより当該事故を発生させた」として、興行主は本件タレントに対し出演契約に付随する安全配慮義務に違反したと認められた。

民法上の安全配慮義務

・安全配慮義務の内容はどのようなものか

→ 「安全配慮義務の具体的内容は、労働者の職種、労務内容、労務提供場所等安全配慮義務が問題となる当該具体的状況等によつて異なるべきもの」（最高裁昭和59年4月10日判決）



当事者の属性、場所的環境、人的環境を考慮し、多層的・重層的に判断すべき。

まとめ

- ・ 当時者の信頼関係を基礎として、一定の期間、「信義則が支配する社会的接触関係」にあるといえる。
- ・ 多くの場合、場所的環境、人的環境は役務提供者自身が決定できるわけではない。



ご清聴ありがとうございました

 SENSHU UNIVERSITY

 社会知性の開発をめざす
専修大学



社会知性の開発をめざす
専修大学